

Title	1930年代における ガンビアからシエラレオネへの精神病者の移送
Author(s)	落合, 雄彦
Citation	スワヒリ&アフリカ研究. 2023, 34, p. 39-49
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/91113">https://doi.org/10.18910/91113</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## 1930年代におけるガンビアからシエラレオネへの精神病者の移送 Lunatics' Removal from the Gambia to Sierra Leone in the 1930s

落合 雄彦\*

OCHIAI Takehiko

### 0. はじめに

かつてイギリスは、アフリカ大陸の西部地域に、ナイジェリア、ゴールドコースト（現ガーナ）、シエラレオネ、ガンビアという4つの植民地を有していた。そうした英領西アフリカ諸植民地のうち、「精神病者 (lunatic)」として公的に認定された者を収容するための「精神病アサイラム (lunatic asylum)」という施設が最初に開設されたのは、シエラレオネであった。シエラレオネでは19世紀半ば、主都フリータウン (Freetown) 郊外のキッシー (Kissy) という地区に精神病アサイラムが開設されている（落合・金田 2008）。以後、キッシー・アサイラムには、シエラレオネだけではなく他の英領西アフリカ植民地からも精神病者が移送されてきた。しかし、シエラレオネ以外の英領西アフリカ諸植民地からのキッシー・アサイラムへの精神病者の移送は、ゴールドコーストとナイジェリアの場合には1880年代後半と1900年代後半にそれぞれ独自の精神病アサイラムが開設されたことでほぼ途絶えた。これに対してガンビアは、独自のアサイラムをその後も長くもたず、第2次世界大戦直前の時期まで精神病者をシエラレオネのキッシー・アサイラムに送り続けた。

本稿の目的は、そうした植民地期におけるガンビアからシエラレオネへの精神病者の移送の実態を、特に第2次世界大戦前夜の1930年代を中心に考察することにある。より具体的にいえば、本稿では、筆者がイギリス国立公文書館 (National Archives: NA) とシエラレオネ国立公文書館 (National Archives of Sierra Leone: NASL) で蒐集した、植民地省 (Colonial Office: CO) や植民地政府の公文書などを適宜参照しつつ、ガンビアからシエラレオネへの精神病者の移送が1930年代にどれくらいの規模で、どのような手続きのもとに行われたのか、その実像を明らかにする。

なお、英領西アフリカにおける精神病者の移送については、「英領西アフリカにおけ

---

\* 龍谷大学法学部教授 (Faculty of Law, Ryukoku University)

るエルダー・デンプスター社と精神病患者の搬送」(Heaton 2016) という論考がすでに公開されている。しかし、同論文では、イギリスと英領西アフリカの間で定期郵便船を運航していた船会社エルダー・デンプスター社 (Elder Dempster) が精神病患者の「搬送 (transport)」——つまり、精神病患者を移動させるための交通手段やその際の対応——において果たした役割などが詳細に分析されているのに対して、本稿では、1930年代におけるガンビアからシエラレオネへの精神病患者の「移送 (removal)」——つまり、精神病患者をシエラレオネに移動させるための法制度、移動させられた精神病患者の規模、その具体的な事例など——に焦点をあてることとしたい。

## 1. 条令

ガンビアはかつて、正式名称を「ガンビア植民地および保護領 (Colony and Protectorate of the Gambia)」という、ガンビア川に沿って細長く伸びた狭小な英領植民地であった。1930年代半ばの推定人口は20万人弱、主都バサースト (Bathurst) の人口も1万4000～1万5000人程にすぎなかった (Brown 1938a: 3)。このガンビアという英領植民地に「観護院 (Observation Home)」という精神病患者専用の小規模な収容施設が建設されたのは、第2次世界大戦が勃発した1939年のことであり、その運用が実際に開始されたのは1940年のことであった (The Gambia 1940: 7)。それ以前、ガンビアで精神病の疑いのある者 (被疑精神病患者) は、刑務所や病院、あるいは「療養院 (Home for the Infirm)」などに一旦収容され、その後、症状が改善しない場合には、正式に精神病患者として認定されて (認定精神病患者)、同植民地には精神病患者専用の収容施設がまだなかったために、ヨーロッパ人の場合はイギリスへ、西アフリカ出身者の場合はシエラレオネのキッシー・アサイラムへと定期郵便船などでそれぞれ移送された。

植民地期のガンビアには、そうした精神病患者の処遇に関する主要な条令が2つあった。ひとつは、「1917年精神病患者勾留条令 (Lunatics' Detention Ordinance, 1917)」である。この1917年条令では、まず第3条において、精神病の疑いのある者は、最高裁判所判事 (Judge of the Supreme Court)、警察判事 (Police Magistrate)、あるいは2名の治安判事 (Justice of Peace) のいずれかによる命令書 (order) と、2名の医師による2通の精神病診断書 (certificate of lunacy) によって正式に精神病患者として認定され、総督 (Governor) が定める「勾留場所 (a place of detention)」に収容されることが定められていた。また、第4条では、主任医務官 (Senior Medical Officer) あるいはそれに代わ

る者が緊急を要すると判断した場合には、その発行する緊急診断書（certificate of emergency）のみで裁判所の一切の関与なく、被疑精神病者を最長 7 日間にわたって施設収容することが認められていた。なお、この緊急診断書による被疑精神病者の収容期間は、法令上は最長 7 日間と定められていたが、実際の運用においては、必要や状況に応じて医師の判断で比較的容易に延長をされていたようである。

ちなみに、ゴールドコーストといった他の英領西アフリカ植民地では、県弁務官（District Commissioner）や裁判所などが、医師の診断書なしに被疑精神病者を観護のために 1 カ月間を超えない範囲で施設収容する権限が認められていた（Brown 1938b: 19–20）。しかし、ガンビアでは、医師の緊急診断書のみで被疑精神病者を最長 7 日間収容することは認められていたが、逆に医師の診断書なしに行政や司法の判断のみで被疑精神病者を観護収容することは法令上できなかった。

もうひとつは、「1904 年精神病患者移送条令（Lunatics' Removal Ordinance, 1904）」である。この 1904 年条令の第 4 条では、西アフリカの原住民（native）である精神病患者をシエラレオネ植民地に移送させる権限が総督に対して認められている。また、そうした移送の際には、①ガンビア総督の移送命令書（removal order）、②2 名の医務官が共同署名した診断書（medical certificate）、そして、③ガンビア植民地政府が精神病患者の移送とアサイラム滞在の経費を負担することを約した保証書（guarantee）を付すものと定められていた（Brown 1938a: 5）。

ちなみに、1904 年条令第 2 条では、ヨーロッパ人のような非アフリカ人の精神病患者については、総督ではなく最高裁判所（Supreme Court）が必要に応じてイギリスへと身柄の移送を命令できるとされていた。これに対して、西アフリカ出身者以外のアフリカ人の精神病患者の国外移送については明確な規定がみられない。ヨーロッパ人を中心とする非アフリカ人の認定精神病患者は最高裁判所の命令でまずはイギリスへと、また、西アフリカ人の認定精神病患者は総督の命令でシエラレオネへとそれぞれ移送されることが定められていたのに対して、西アフリカ出身者以外のアフリカ人認定精神病患者については、その国外移送の権限の所在や手続きが曖昧にされていたのである。おそらくそれは、当時のガンビアでは、西アフリカ出身者以外のアフリカ人精神病患者の発生事例がほぼ皆無、あるいは極めて稀であったためであろう。

このようにガンビアの 1917 年条令と 1904 年条令では、精神病の疑いのある者は、まず医師——多くの場合は植民地政府の医務官——の診察を受け、緊急診断書という

医療的判断のみで施設に一時収容された。そしてその後、精神病診断書というやはり医療的判断にもとづいて司法によって精神病者として正式に認定された場合には、ヨーロッパ人（非アフリカ人）は最高裁判所の命令でイギリスへ、西アフリカ人は総督の命令でシエラレオネのキッシー・アサイラムへとそれぞれ移送されていたのである。そして、精神病アサイラムやそれに準じる観護院がまだなかった 1930 年代のガンビアでは、被疑精神病者の収容場所には、多くの場合はバサースト郊外に当時あった刑務所が用いられた。しかし、精神病者がなんらかの他の疾患を併発していたり著しく衰弱していたりする場合には、刑務所ではなく病院や療養院などに直接収容されるか、刑務所に一旦収容されたのちに病院や療養院へと転院させられた。

では次に、西アフリカ出身の認定精神病者の、ガンビアからシエラレオネへの移送が、1930 年代にどの程度の規模で展開されたのかをみてみよう。

## 2. 規模

1936 年 4 月から 10 月までの約半年間、ロバート・カニンガム・ブラウン（Robert Cunyngham Brown）というイギリス人精神科医が、本国植民地省からの依頼を受けて、ガンビアを含む 4 つの英領西アフリカ植民地を訪問したことがある。その目的は、精神病者のケアと処遇に関する調査を実施することにあつた。

表 1 は、ブラウンによる 1936 年調査の報告書のなかに収録されていた、ガンビアの精神病者の処遇に関する表を訳出したものである。

表 1 ガンビアにおける精神病者の処遇（1932-1936 年）

年	緊急診断書による刑務所収容	公的認定されずに刑務所退所	療養院へ転院	病院へ転院	刑務所内で死亡	公的認定されてキッシーへ移送	キッシーに滞在
1932	15	9	1	0	1	4	12
1933	6	2	1	0	1	2	10
1934	8	2	4	1	0	1	9
1935	13	11	0	0	0	2	11
1936	10	6	0	0	0	4	10
合計	52	30	6	1	2	13	

注) 1936 年については 8 月 27 日までの数値。

出所) Brown (1938a: 6).

表1によれば、ガンビアでは、1932年1月1日から1936年8月27日までの4年8カ月程の間に、精神病の疑いのある者52名が緊急診断書にもとづいて刑務所に一時収容されている。そのうち、精神病者として最終的に認定されないまま退所を許された者が30名(57.7%)、特別な介護が必要とされて療養院に移された者が6名(11.5%)、なんらかの治療のために病院に移された者が1名(1.9%)、刑務所内で死亡した者が2名(3.8%)いたのに対して、全体の25%に相当する13名が認定精神病者としてシエラレオネのキッシー・アサイラムに移送されていた。そして、ブラウンのガンビア訪問時点(1936年10月)でも、同植民地から移送された10名の認定精神病者がキッシー・アサイラムに収容されていた(Brown 1938a: 3, 6; 落合・金田 2008: 119)。

また、そうした精神病者が緊急診断書によって刑務所に収容されてから退所、転院、あるいはシエラレオネに移送されるまでの期間は、最短2日間から最長15週間とかなりの幅があったが、平均すると3週間未満であった。これに対して、精神病者として公的に認定されてシエラレオネに移送された者に限定すると、刑務所における収容期間は、移送手続きなどに時間を要したこともあって2週間から13週間であり、その平均値は8週間であったという(Brown 1938a: 7)。

こうしたデータからもわかるように、人口規模の小さな英領植民地ガンビアでは、1930年代、精神病の疑いがあるとして緊急診断書にもとづいて刑務所に収容された者の数は、毎年数名から15名程度にすぎなかった。しかもそのうち平均して6割程の人びとは、数週間程度の一時的な収容ののちに症状が安定あるいは改善し、退所を許されている。これに対して、1917年条令にもとづいて正式に精神病者として認定され、1904年条令にしたがってシエラレオネのキッシー・アサイラムに移送された者は、年間1~4名程度にすぎなかった。それでも1930年代、シエラレオネのキッシー・アサイラムには、ガンビアから移送されてきた精神病者がほぼ常に平均して10名程度収容されていた。

こうしたキッシー・アサイラムに収容されたガンビア出身の精神病者は、身寄りも土地勘もほとんどないシエラレオネという異国の地で、精神病に伴う幻覚などの諸症状に悩まされながら、アサイラムという閉鎖的な施設のなかでの孤独な収容生活を余儀なくされた(Brown 1938a: 9)。そして多くの場合、そうしたガンビアから移送された精神病者は、寛解して帰国することなく、シエラレオネのキッシー・アサイラムをいわば終の棲家としてその人生を終えたのである。

では次に、1930年代にガンビアからシエラレオネのキッシー・アサイラムに移送された精神病者の具体的な事例をみてみよう。

### 3. 事例

フリータウンにあるシエラレオネ国立公文書館には、植民地期のガンビアからシエラレオネへの精神病患者移送をめぐる両植民地政府間の公信や公電の原本あるいは複写が多く保管されている。そのほとんどは、シエラレオネ植民地政府の植民地官房（Colonial Secretary's Office）を意味するCSOというカテゴリーに分類されている。

シエラレオネ国立公文書館のCSO文書によれば、1930年代におけるガンビアからシエラレオネへの認定精神病患者の移送は、通常、ガンビア側の植民地官房からシエラレオネ側の同官房への1通の公電から始まった。たとえば、触法精神病患者のDN<sup>1)</sup>の場合、1935年7月19日、ガンビア植民地政府の植民地官房長官代理（Acting Colonial Secretary）からシエラレオネ植民地政府の植民地官房長官宛に、「1名の男性触法精神病患者をキッシーに受け入れてもらえるようであれば、7月25日の汽船で出港させる」との電報が打たれている<sup>2)</sup>。そして、7月23日には、ガンビアの1917年条令と1904年条令で定められた総督の移送命令書（1通）、医療診断書（1通）、精神病診断書（2通）が準備されるとともに、ガンビア植民地政府が移送対象者のシエラレオネにおける費用を全額負担する旨を約した保証書が発行されている<sup>3)</sup>。その後、DNは、7月25日にはバーストを汽船で発ち、同月27日にはキッシー・アサイラムに収容された。しかしDNは、そのわずか1カ月後の8月27日にはキッシーにおいて没している<sup>4)</sup>。

DNのように、ガンビアからシエラレオネに移送された精神病患者がキッシー・アサイラム収容後にほどなくして死亡してしまう事例は、1930年代には少なからずみられたようである。たとえば、ガンビア人認定精神病患者のDBは、1934年7月21日にキッシー・アサイラムに収容されたが、その約1カ月後の8月30日には死亡している<sup>5)</sup>。ま

---

<sup>1)</sup> 本稿では以下、精神病患者やその親族の氏名については、人権保護の観点から、史料からの直接引用の箇所も含めてすべてイニシャルで記す。

<sup>2)</sup> Acting Colonial Secretary, The Gambia, to Colonial Secretary, Sierra Leone, 19 July 1935, NASL CSO M/47/31.

<sup>3)</sup> Acting Colonial Secretary, The Gambia, to Colonial Secretary, Sierra Leone, 23 July 1935, NASL CSO M/47/31.

<sup>4)</sup> Acting Director of Medical and Sanitary Services, Sierra Leone, to Colonial Secretary, Sierra Leone, 29 August 1935, NASL CSO M/47/31.

<sup>5)</sup> Acting Colonial Secretary, Sierra Leone, to Colonial Secretary, The Gambia, 3 September 1934, NASL CSO M/47/31.

た、ガンビアから移送されて 1933 年 1 月 7 日にキッシー・アサイラムに収容された男性精神病者 KJ は、半年後の同年 7 月 15 日に死亡している<sup>6)</sup>。それらの個々の死因は明確ではない。しかし、1930 年代のキッシー・アサイラムでは、入所者の死亡率が総じて高く、その点を問題視した裁判所が同年代末に行った調査では、肺炎と肋膜炎が入所者の死因として特に目立っていたことが報告されている<sup>7)</sup>。

ガンビアからシエラレオネへと移送された精神病者の多くは、ガンビアにいる家族や知人との連絡をほぼ完全に絶たれた。しかし、ガンビアに残る家族のなかにはシエラレオネに移送された身内のことを案ずる者もあり、そうした家族はキッシー・アサイラムに収容された親族の近況をガンビア植民地政府経由で知ろうとした。

たとえば、1934 年 5 月 26 日、ガンビアの植民地官房長官からシエラレオネの同長官に対して、キッシー・アサイラムに収容されているガンビア出身の男性精神病者 SN の親族が彼の近況を知りたいと切望している、という趣旨の文書が発せられている<sup>8)</sup>。これに対して、同年 6 月 14 日、シエラレオネの植民地官房長官は、以下のような医療衛生サービス局長 (Director of Medical and Sanitary Services) からの報告を直接引用する形で、ガンビア植民地政府側に対して文書にて回答している。

SN は、キッシー・アサイラムへの入所以来、若干改善してきたとお伝えできるかと思います。当初、彼は大変厄介であり、かつ潜在的に危険でした。しかしいま、彼はより分別があり、アサイラムの日課に従い、よく食べてよく眠り、もはや暴力的ではありません。

時折、彼は自分の服を破ったり、人びとが彼に話しかけているという妄想に襲われたりしています。しかし、入所以来、彼は病気にはなっておらず、総じて彼の健康状態は良好です。ただ、彼の精神状態のゆえに退所はまだ叶いません<sup>9)</sup>。

---

<sup>6)</sup> Acting Director of Medical and Sanitary Services, Sierra Leone, to Colonial Secretary, Sierra Leone, 18 July 1933, NASL CSO M/47/31.

<sup>7)</sup> Acting Chief Justice, Sierra Leone, to Colonial Secretary, Sierra Leone, 2 September 1939, NASL CSO M/83/39.

<sup>8)</sup> Colonial Secretary, The Gambia, to Colonial Secretary, Sierra Leone, 26 May 1934, NASL CSO M/47/31.

<sup>9)</sup> Colonial Secretary, Sierra Leone, to Colonial Secretary, The Gambia, 14 June 1934, NASL CSO M/47/31.



しかし、この文書が記されてから約1年後の1935年6月26日、SNは、彼の身を案ずるガンビアの親族との再会を果たすこともなく、ガンビアから移送された他の多くの精神病患者と同様、キッシー・アサイラムで没している。結局、SNがキッシー・アサイラムに収容されていた期間は、2年と3日であった<sup>10)</sup>。

ガンビアからシエラレオネに移送された精神病患者の、キッシー・アサイラムにおける滞在経費は、原則としてガンビア植民地政府側が全額負担をする必要があった。そもそもそうしたガンビア植民地政府による金銭面での保証書がなければ、認定精神病患者をガンビアからシエラレオネに移送すること自体が法的にできなかったのである。しかし、ガンビアからシエラレオネに移送された認定精神病患者のなかには、ガンビア以外の西アフリカ出身者がしばしば含まれていた。そうした非ガンビア出身者の場合には、ガンビア植民地政府は、当初のキッシー・アサイラムにおける滞在経費の負担には応じたが、精神病患者の出身地がある植民地政府やその親族に対して、その後の滞在経費の肩代わりをしばしば求めた。

たとえば、男性精神病患者ODは1933年1月、ガンビアからシエラレオネに移送されてキッシー・アサイラムに収容された。収容当時、ODは37歳前後の独身者であり、その診断名は躁病であった。彼はもともと、ナイジェリア北部のカノ(Kano)という町で、シエラレオネ出身の父とナイジェリア出身の母の間に生まれた。5歳のとき、シエラレオネのフリータウンに住む叔母RLのもとに預けられた。その後、父は死亡し、母とは音信不通となる。ODはシエラレオネの内陸部で水運に携わったのち、1921年にガンビアに移住してガンビア警察隊(Gambia Police Force)に入隊し、除隊後はガンビア植民地政府の公共事業局(Public Works Department)に雇用されたという<sup>11)</sup>。

このようにもともとナイジェリア北部で生まれ、5歳頃からシエラレオネで暮らし、成人してからガンビアに移住してきて同植民地で精神病を発症したODの場合、ガンビア植民地政府は、シエラレオネへの移送のため、当初の経費負担には応じた。しかし、ガンビア植民地政府は、ODがガンビア出身者ではなく、ナイジェリアで生まれてシエラレオネで育った者であるとして、まずはシエラレオネ植民地政府に対して金銭面での負担を求めた。これを受けてシエラレオネ植民地政府は、ODの叔母であるRL

---

<sup>10)</sup> Colonial Secretary, Sierra Leone, to Colonial Secretary, The Gambia, 29 June 1935, NASL CSO M/47/31.

<sup>11)</sup> Acting Colonial Secretary, Sierra Leone, to Chief Secretary, Nigeria, 18 March 1933, NASL CSO M/47/31.

に連絡をとり、彼のキッシー・アサイラム滞在費の肩代わりを打診したが断られた。そこでシエラレオネ植民地政府は、ガンビア植民地政府に代わって、今度は叔母ではなくナイジェリア植民地政府側に連絡を取り、後者が OD のキッシー・アサイラム滞在費負担に同意するか、OD をナイジェリア内の精神病アサイラムに受け入れる用意があるかどうかについて打診している<sup>12)</sup>。これに対してナイジェリア植民地政府側は、OD がカノ出身者であることを確認できなかったとして、そのキッシー・アサイラムでの滞在費を負担することも、ナイジェリア内のアサイラムに OD を受け入れることも謝絶している<sup>13)</sup>。

こうした精神病患者のキッシー・アサイラムにおける滞在費負担の問題は、少なくともガンビア植民地政府側にとってはそれなりに重要な事項であり、シエラレオネ国立公文書館の CSO 文書には、そうした費用負担問題をめぐってガンビアとシエラレオネの植民地政府間で交わされた文書が他にも複数残されている。

たとえば、1932 年 7 月にガンビアからシエラレオネに移送されてキッシーに収容された AP は、40 歳前後の男性精神病患者であった。彼はもともとシエラレオネで生まれ、成人してからガンビアに移住し、ガンビア警察隊に一時入隊していたが健康問題を理由に除隊し、その後、パン職人をしていたという。ガンビアの植民地官房長官代理は、シエラレオネ政府宛の 1932 年 8 月 1 日付文書のなかで、「AP はシエラレオネの原住民であり、彼がその人生の大半を原住地で過ごしたという事実に鑑みて、私は、AP の最初の 6 カ月間の勾留後については、彼の滞在の責任はシエラレオネ政府によって担われるのが妥当かつ公正であると提案いたします」<sup>14)</sup>と記している。しかし AP は、この文書が記されたわずか 5 日後の 1932 年 8 月 6 日、収容先のキッシー・アサイラムで死亡した。このため、その後、彼の滞在経費負担が両植民地政府間で問題となることはなかった<sup>15)</sup>。

---

<sup>12)</sup> Acting Colonial Secretary, Sierra Leone, to Chief Secretary to the Government, Nigeria, 18 March 1933, NASL CSO M/47/31.

<sup>13)</sup> Chief Secretary to the Government, Nigeria, to Colonial Secretary, Sierra Leone, 4 May 1933, NASL CSO M/47/31.

<sup>14)</sup> Acting Colonial Secretary, The Gambia, to Colonial Secretary, Sierra Leone, 1 August 1932, NASL CSO M/47/31.

<sup>15)</sup> Colonial Secretary, Sierra Leone, to Colonial Secretary, The Gambia, 22 August 1932, NASL CSO M/47/31.

#### 4. おわりに

本稿では以上、イギリスとシエラレオネの公文書館に所蔵されている植民地期の行政文書を主に参照しつつ、1930年代におけるガンビアからシエラレオネへの精神病患者の移送について概観してきた。1930年代のガンビアでは、毎年数名から15名程度の被疑精神病患者が医師の緊急診断書にもとづいてバサースト郊外の刑務所に収容されていたが、その半数以上はのちに症状が安定あるいは改善して退所を許された。しかし、刑務所収容後も症状が改善しなかったり自傷他害の恐れがあったりする被疑精神病患者については、最終的には精神病診断書にもとづく司法の決定によって精神病患者として正式に認定され、西アフリカ出身者の場合、総督の命令にしたがってシエラレオネへと移送されたのである。そうしたシエラレオネに移送された認定精神病患者の数は、毎年数名程にすぎなかったが、それでも1930年代を通じてシエラレオネのキッシー・アサイラムでは、ガンビアからの精神病患者がほぼ恒常的に10名前後は収容されているという状態が続いた。そうしたガンビアからの精神病患者の多くは、シエラレオネへの移送に伴って、親族や知人との接触の機会をほぼ完全に奪われた。そして、多くの場合、おそらく長くても数年程の収容ののちにキッシーで没したと考えられる。

こうした1930年代におけるガンビアからシエラレオネへの精神病患者の移送に関する本稿の考察には、しかし、ひとつの明らかな問題点というか弱点のようなものがある。それは、ガンビアからシエラレオネに移送された精神病当事者やその家族の声が、これまでの本稿の考察のなかには必ずしも十分に取り上げられていない、という点である。無論、その主な原因は、本稿の考察が植民地支配者側の行政文書のみに基づいていることにある。本稿が使用した公文書館所蔵の行政文書においては、精神病患者やその家族は、移送という行政措置の広義の対象者としてほぼ完全に客体化されてしまっている。そこでは、精神病当事者や家族が何を考え、何を望んでいたのか、といったことは、前述のとおり完全に無視されたりまったく考慮されなかったりしたわけではないが、かといってけっして重視されていたわけでもない。植民地支配者側にとって関心があったのは、たとえばキッシー・アサイラムにおける精神病患者の滞在費をどの植民地政府が負担するのかといった問題ではあっても、移送された精神病当事者やその家族が直面していた問題などではおよそなかったのである。

しかし、移送された精神病患者が自分自身の移送をどのように認識し、それに対していかに反応したのか、また、その家族がシエラレオネへの身内の移送をどのように感

じ、その身をどれほど案じ、あるいはその移送に逆にどれだけ安堵していたのか、といった精神病患者やその家族の視点からの考察を行うことなくして、ガンビアからシエラレオネへの精神病患者の移送に関する記述と分析は、およそ完結するものではなからう。いうまでもなく、「移送される側」の精神病患者は、「移送する側」の植民地政府と同様に「移送の当事者」であり、家族は、その移送にしばしば強い関心を抱き、ときに大きな影響を受ける重要な関係者だからである。

とはいえ、そうした 1930 年代にガンビアからシエラレオネへと移送された精神病当事者やその家族の声を歴史資料のなかから見つけ出す作業は、けっして容易ではない。現在の史料的な制約を考慮すれば、それはむしろ至難の業に近い、といえるかもしれない。しかし、そうした試みなくして 1930 年代におけるガンビアからシエラレオネへの精神病患者の移送の考察は、その全体像を十分に紡ぐことができない。この残された大切な営みについては、とりあえずは今後の課題ということにしたい。

## 追記

本研究は、JSPS 科研費 20H04431 の助成を受けたものである。

## 参考文献

- 落合雄彦・金田知子. 2008. 「植民地期シエラレオネにおける狂気の歴史」『龍谷法学』41(3), 111–130.
- Brown, Robert Cunyngham. 1938a. *The Gambia*. Typescript, NA CO 554/114/12.
- . 1938b. *General Commentary*. Typescript, NA CO 554/114/12.
- Heaton, Matthew M. 2016. “Elder Dempster and the Transport of Lunatics in British West Africa.” In Greenwood, Anna. ed. *Beyond the State: The Colonial Medical Service in British Africa*. Manchester, Manchester University Press, 104–125.
- The Gambia. 1940. *Annual Medical and Sanitary Report for the Year 1939*. Bathurst, Government Printer.

公文書館

The National Archives (NA), London, UK.

The National Archives of Sierra Leone (NASL), Freetown, Sierra Leone.